

令和 2 年度第 2 回守山市地域密着型サービス運営委員会の報告について

1 小規模多機能型居宅介護施設の再公募について

地域包括ケアシステムの構築を踏まえ、今後も住み慣れた地域で暮らしつづけられるよう 24 時間対応型の在宅サービスを充実するため、第 7 期介護保険事業計画に基づき、小規模多機能型居宅介護施設の整備を行います。

本整備については、1 回目の公募結果を検証するなか、公募地域を見直すとともに、公募期間を 2 倍に延長し、2 回目の公募を行いました但募集がない状況となっております。

そのため、今回の公募に関しては、事業者による用地の取得が困難なことにより、整備が進まない状況を踏まえ、市有地を活用することを前回の委員会でお諮りし、ご意見をいただいたところですが、今回具体的な公募案件がまとまりましたので、ご意見をいただくものです。

2 整備する施設について

小規模多機能型居宅介護施設（登録定員 29 人）

3 整備場所（市有地）について

- (1) 場 所 老人憩いの家の跡地（石田町地先）
- (2) 面 積 約 900 m²（令和 2 年度中に市で測量の上確定します。）
- (3) 地 目 宅地

4 応募資格について

応募時点において 1 年以上介護保険事業を運営している法人等とする。

5 地域との交流の促進について

(1) 地域交流スペース

地域密着型介護サービス施設は、市民や地域住民との交流が求められており、今回、市有地を貸与することから、高齢者の余暇の充実や地域住民との交流を図ることを目的とした「地域交流スペース」の設置を求めます。

【地域交流スペース（併設）】

部屋等	要 件
交流スペース	30 m ² 以上・簡易なキッチン、テーブル・椅子等を設置すること
トイレ	1 か所・車いす対応のこと
エントランス	本体とは別に専用の出入口、靴脱ぎ場を設けること。
オープンスペース	市民が気楽に立ち寄れるために、地域交流スペースに隣接した屋外のオープンスペースを配置し、テラス屋根の等の雨よけを設置すること。（20 m ² 程度）

(2) 地域交流スペースの運用条件について

- ・施設の管理、運用、費用の負担は事業者とします。
- ・事業者は、地域との交流や市民を対象とした介護に関する自主事業を行うものとし、事業を行わない時には、地域や市民活動団体等は無償で貸し出すものとします。（実費を除く）
- ・屋外のオープンスペースについては、支障のない範囲で常時市民に開放するとともに、地域等が行う事業に対して協力するものとします。

6 整備にかかる補助金について

(1) 小規模多機能型居宅介護

- ・施設等整備費補助金 33,600,000円（1施設当たり）
- ・施設等開設準備経費補助金 839,000円（宿泊定員数当たり：最大7,551,000円）
※県の補助金（10/10）を活用のうえ実施／金額は見直される可能性あり

(2) 地域交流スペース

- ・整備補助金 施設面積×補助単価（180,000円）×1/2
- ・上限は4,500,000円とします。（トイレ・エントランス（屋内部分）を含み、最大50㎡までが補助の対象となります。）
- ・オープンスペースは施設面積に含めません。
- ・実建築単価が補助単価を下回る場合は、実建築単価をもって算出するものとします。

7 用地の取り扱い

- ・市は、事業者に事業用地を有償貸与します。
- ・年間の賃料は固定資産税課税標準額×2%、賃借期間は30年
（参考：初年度の見込 約24,300円/㎡×900㎡×2%=437,400円/年）
- ・借地の面積については、市で測量後確定します。
- ・用地内の既存施設については、市で移転または撤去を行います。

8 公募の日程（案）について

内 容	日程（案）等
公募方針の公表	令和2年12月25日
募集期間	令和2年12月25日～令和3年4月30日
運営委員会による選定	令和3年5月下旬～6月
事業者の決定 議会へ報告／補正予算の提案	令和3年6月中旬
施設整備	令和3年度中
事業所指定	令和4年3月
事業開始	令和4年4月

老人憩いの家跡地の活用イメージ案

- 1 小規模多機能型介護施設等の整備・運営は事業所がされます。
- 2 事業者は、市に公募条件に基づき提案をいただいた事業所の中から決定します。
※基準に基づき提案されますが、建物の配置等は提案内容により変更されます。
- 3 既存施設は、市が移転等を行います。

